

約款・要領・要綱等の改正予定について

約款・要領・要綱等を改正しますので、お知らせいたします。

記

1 主な改正等内容

(1) 神戸市一般競争入札実施要領の改正（物品）

不用品売却について、電子入札への移行に伴い、一般競争入札実施要領に追加します。

(2) 神戸市工事請負総合評価落札方式実施要領の改正（工事）

様式等について一部見直しを行います。改正日以降に本市契約監理課が発注する総合評価落札方式の適用工事については、新様式で作成、提出いただくようお願いします。

(3) 現場代理人の兼務に関する手続要領の改正（工事）

神戸市発注工事について、工事請負契約だけではなく委託契約等において設置した現場代理人の兼務ができるものとします。

その他、以下の約款・要綱・要領等を改正予定ですが、文言等の修正によるものです。詳細は各約款・要綱・要領等をご確認ください。

- ・ 物品売買契約約款
- ・ 物品賃貸借契約約款
- ・ 製造その他請負契約約款
- ・ 神戸市工事請負契約約款
- ・ 神戸市工事請負指名基準要綱
- ・ 神戸市物品購入及び製造その他請負等指名基準要綱
- ・ 公共工事の前払金に関する事務処理要綱
- ・ 神戸市代表工種単価契約方式競争入札実施要領
- ・ 建設コンサルタント等業務における技術・社会貢献評価制度要領

2 改正日

令和7年4月1日

※ 改正後の約款・要領・要綱等につきましては、令和7年4月1日以降に公告、指名通知、見積依頼を行う案件から適用します。令和7年3月31日までに公告、指名通知、見積依頼を行う案件については、従前の約款・要領・要綱等を適用します。